

[事案 2024-255] 告知義務違反解除取消請求

・令和7年8月29日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年3月下旬に肺の気管支鏡検査で2日間入院したため、同年4月に募集代理店を通じて契約した医療保険（責任開始期は3月中旬）にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消してほしい。

(1) 本契約の申込手続終了後ではあるが、告知した当日中に、検査入院の予定があり給付金請求できるかを募集人に質問し伝えていたにもかかわらず、募集人は告知書への適切な記入指導をしなかった。募集人の説明は不足しており、故意に検査入院の事実を聞き取らず、それにより告知することを妨げられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 要告知事項の不告知は申立人の責によるものである。
(2) 申立人は、不告知事実である検査入院の予定について、その時期や具体的な部位を募集人に伝えておらず、告知義務違反による契約解除を阻却される事由は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および申立人妻、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。